

多気町立地適正化計画

概要版（案）

令和8年2月時点

多気町

序章 はじめに

多気町立地適正化計画とは

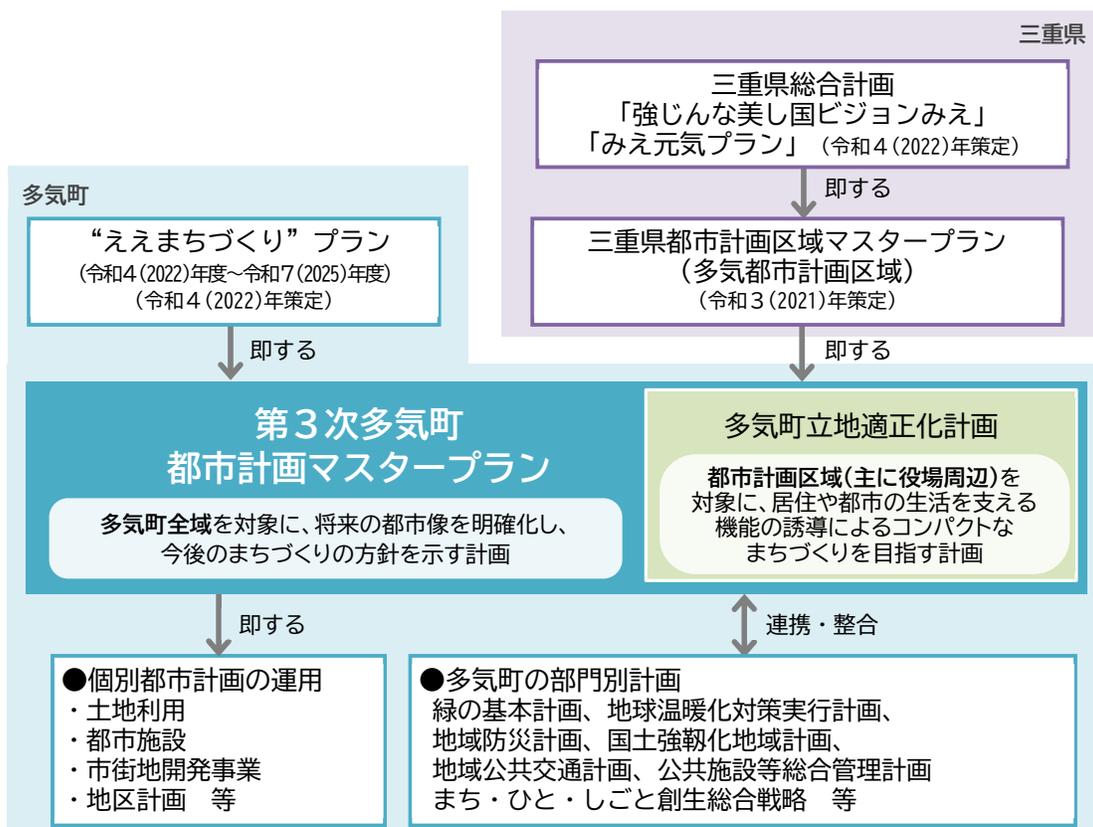
立地適正化計画とは、平成 26（2014）年の都市再生特別措置法の改正により創設された制度で、**行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための計画**です。

我が国の地方都市では、人口減少や少子高齢化の進行に伴う厳しい財政状況下で、市街地の拡散や低密度下などにより、住民の生活を支えるサービスの提供が困難となる状況が想定されており、コンパクトなまちづくりによる持続可能な都市構造への転換が求められています。

多気町は、昭和 35（1960）年に 1.8 万人だった人口が 1970 年代に 1.6 万人台となり、平成 12（2000）年頃まで 1.6 万人前後を維持していましたが、それから減少が続いています。また、少子高齢化が進行していることから、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、多気町立地適正化計画（以下、「本計画」と言う。）を策定します。

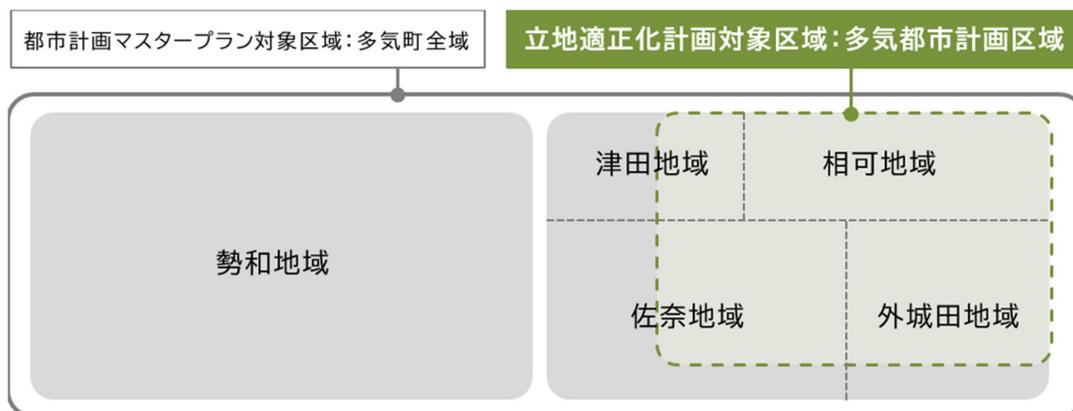
計画の位置づけ

本計画は、上位計画に即しつつ、都市計画マスタープランと整合を図るとともに、関係する個別計画と連携・整合をとり、定めます。



計画の対象区域

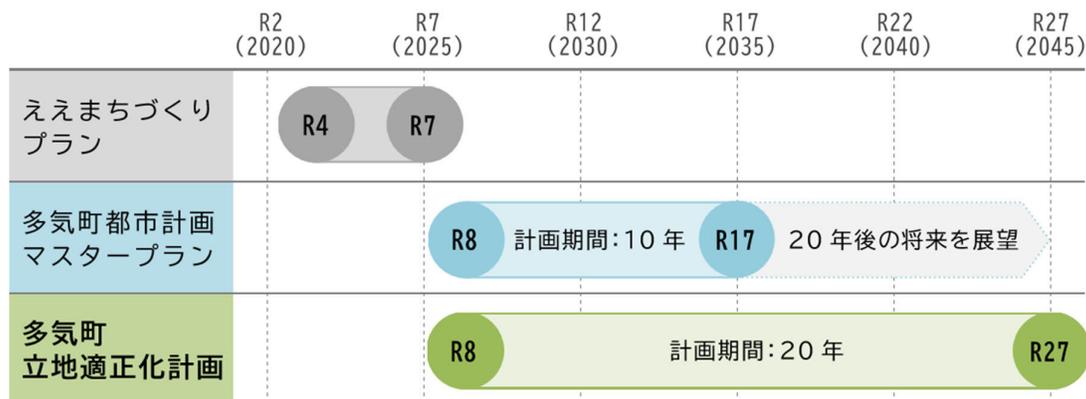
立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市計画区域を対象に策定します。ただし、多気町においては、都市計画マスタープランを都市計画区域外も含めた町全域を対象に策定しており、都市計画マスタープランと整合を図りつつ検討を行うものとしします。



計画の期間と目標年次

本計画は、人口減少や少子高齢化などを踏まえた長期的な都市の姿を展望した上で、目指すべき都市像とその実現に向けた誘導方針を展開し、居住や都市機能など時間をかけて緩やかに誘導していくため、20年後の令和27(2045)年を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や“ええまちづくり”プランなどとの整合を図るため、10年後の令和17年(2035)を中間年次とし、必要に応じて計画内容を見直します。



第1章 多気町の現況・特性の整理

多気町の現況と今後の方向性

各種データを用いて多気町の現況を分析し、今後のまちづくりの方向性を整理します。

- 将来的に人口減少や高齢化がより進行していくことを見据えて、子育て世代や高齢者などの多様な世代が住みやすい住環境を形成し、「住み続けたい」「住んでみたい」と思われ、選ばれるまちにしていく
- すでに都市的土地利用となっているエリアや用途地域を中心に、まちの拠点となる市街地の整備を進めるとともに、徐々に増加している空き家の利活用を推進する
- 豊かな自然環境を将来に継承するため、自然と調和した市街地・集落地を形成する
- 多気町の特性を生かしつつバランスのとれた産業構造を形成し、安定して働ける場を創出する
- 公共交通のサービス水準を維持しつつ、町民のニーズに対応したサービスを提供する
- 徒歩及び公共交通により移動しやすい環境の維持・充実させる
- 豊かな自然環境、貴重な動植物の生態系、農業環境を保全・活用し、人と自然が共生できる環境に配慮した地域づくりを行うとともに、環境への負荷を低減し、地球環境にやさしいまちづくりを推進していく
- 多気町の災害危険性を踏まえ、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策を実施する
- 持続可能な都市経営を行う

町民の意識

平成28年と令和6年に実施した町民アンケート調査の結果を比較し、町民の意識がどのように変化したのかを整理します。

- 多気町の住みやすさ：「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合は68.6%（平成28年）→71.6%（令和6年）と**上昇**
- 定住意向：多気町に「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と回答した割合は75.8%（平成28年）→79.2%（令和6年）と**上昇**
- 将来の町のイメージ：「生活環境に優れた住みやすい住宅地を中心としたまち」「山や川などの自然環境が豊かなまち」は2つの調査でどちらも回答率が高い一方で、「商工業が発展した活力あるまち」「農業が盛んなまち」は平成28年から令和6年で回答率が低下
- まちづくりに関する取組で満足度が低く重要度が高い項目：公共交通機関の利便性、生活道路の整備状況、小中学校の通学路における交通安全性、高齢者等が安全に移動できる空間の整備状況、医療施設や福祉施設・福祉サービスの充実度、河川や排水路などの整備による治水対策の8つ。

第2章 都市構造上の課題の整理

項目	分析結果と課題
人口・世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は、令和32年に令和2年の約2/3まで減少する予測 ・平成12年から令和2年の10年間で年少人口は減少、老年人口割合は増加しており、少子高齢化が進行 ・平成27年から令和2年の人口密度の分布状況の変化をみると、町役場・相可駅周辺で増加し、他は横ばいもしくは減少傾向 <p>⇒【課題1】人口減少と少子高齢化の進展に対応したまちづくり</p>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内の市街地の住宅地は増加傾向 ・用途地域外の集落地の住宅地は減少傾向 ・空き家数は381戸（令和2年）、空き家率は10.8%増加 <p>⇒【課題2】市街地における人口密度・都市的土地利用の維持</p>
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や町営バスの利用者数は減少傾向 ・鉄道駅・バス停からの徒歩圏内の人口カバー率は約40.9% ・予約運行小型バスのエリアタクシー（でん多）は、町全体をカバーし、町民の大切な公共交通手段となっている <p>⇒【課題3】過度に自家用車に依存しなくても生活できる交通環境の形成</p>
生活サービス施設 ・ 公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内に生活サービス施設（医療、福祉、商業）や公共公益施設が集積しており、徒歩圏内の人口カバー率は約54.9% <p>⇒【課題4】人口減少下における生活サービス施設などの維持</p>
産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> ・工業における製造品出荷額は、平成17年をピークに減少 ・商業における卸・小売業年間販売額は、年度によって増減を繰り返しているが、徐々に減少している ・観光資源としては、ごかつら池ふるさと村、VISONなどを有する <p>⇒【課題5】産業・観光の振興</p>
自然環境 ・ 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな山林と田園環境に包まれている ・五桂池周囲はごかつら池ふるさと村が整備され、様々なレジャー機能を有する <p>⇒【課題6】農地や山林などの自然的要素の保全・活用</p>
防災・安全	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進地域に指定 ・河川沿いに洪水浸水想定区域、町内の山の縁辺部などに土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定 <p>⇒【課題7】災害ハザード区域における防災・減災対策の推進</p>
地価動向	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年から令和6年の10年間の地価は、多気町全域で下落している <p>⇒【課題8】居住や都市機能の誘導などによる利便性の高い市街地の維持</p>
行財政	<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源は横ばいで推移していたが、令和5年に減少 ・高齢者の増加に伴う歳出増及び公共施設やインフラの維持管理費の増大が懸念 <p>⇒【課題9】持続可能な行財政の実施</p>

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

立地の適正化に向けたまちづくりの方針

多気町の歴史的な背景や地形的な特徴や都市構造上の課題を踏まえ、立地の適正化に向けたまちづくりの方針を設定します。

<立地の適正化に向けたまちづくりの方針>

つながる力 ふれあう心 共につくる “ええまち” 多気町 ～人と地域の魅力をつなぎ、未来へ続く ええまちづくり～

多気町は、豊かな自然環境と産業や観光が調和したまちです。人口減少や少子高齢化が進展していく中では、「つながる力」と「ふれあう心」を大切にしながら、地域の魅力を活かし、未来へ続くまちづくりを進めることを目指します

<誘導方針>

方針1 コンパクトで暮らしやすい拠点づくり

- ・町役場及び相可駅周辺の都市拠点に、医療・福祉・商業・教育などの都市機能を誘導し、サービス水準の維持・充実を図ります。
- ・町役場及び相可駅周辺の都市拠点において、都市基盤整備などにより居住環境を向上させ、居住を誘導します。
- ・多気駅周辺の生活拠点において、沿道の民間開発誘導などにより子育て世代などをターゲットに駅周辺の利便性の高い住宅地の整備を図ります。

方針2 環境と調和した住み続けられるまちづくり

- ・豊かな自然環境や農業環境と調和した市街地・集落地を形成し、環境と調和した住み続けられる低炭素な都市を目指します。
- ・各地域の公民館周辺において、地域交流促進に向けた周辺整備を図ります。

方針3 災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・災害の危険性が低いエリアへ居住を誘導し、町民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。
- ・居住を誘導するエリアにおいては、ソフト・ハードの両面から、防災・減災対策を重点的に実施します。

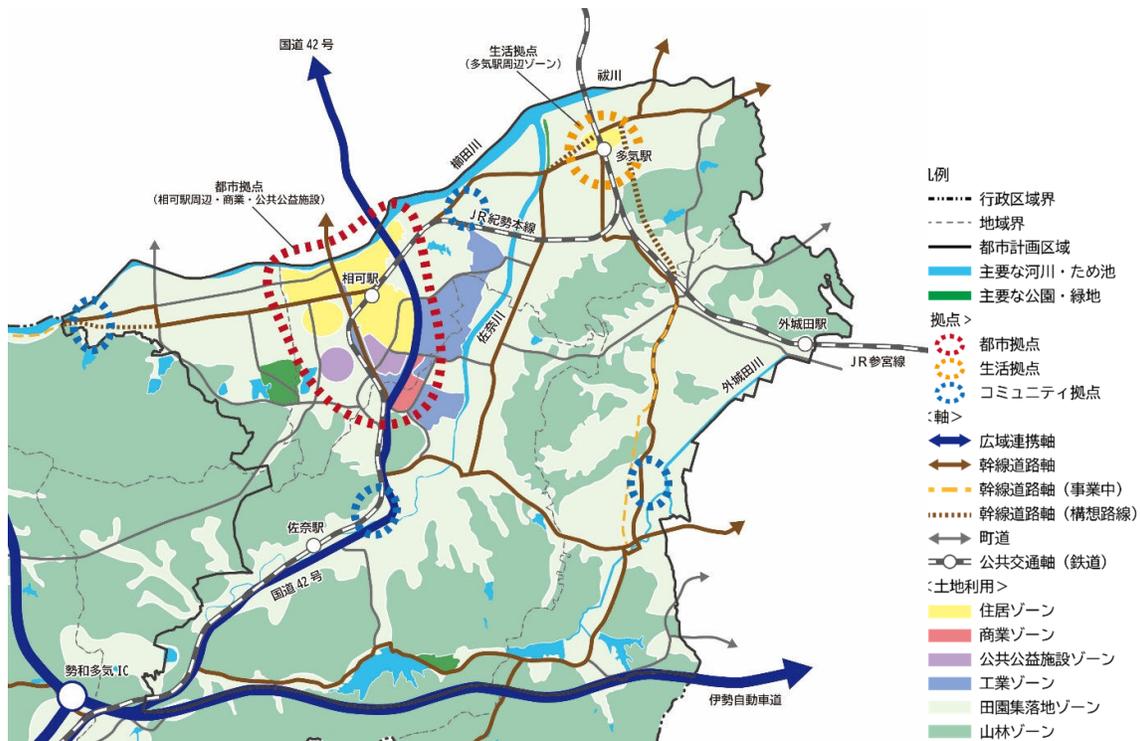
方針4 多様な移動手段によるネットワークの形成

- ・都市拠点・生活拠点につながり、地域内を効率的・効果的に運行する公共交通ネットワークを形成し、過度に車に依存しなくても移動できるまちを目指します。
- ・都市機能や居住を誘導するエリアにおいては、徒歩や自転車で移動しやすい交通環境を形成し、歩いて暮らせるまちを目指します。

目指すべき都市の骨格構造

都市構造上の課題及び立地の適正化に関するまちづくりの方針を踏まえ、目指すべき都市の骨格構造を以下の通り設定します。

図 将来都市構造図



拠点	考え方
都市拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場及びJR相可駅周辺の、生活サービス施設や公共施設が集積しているエリアへ都市機能の誘導を図るとともに、居住環境を向上させ、居住の誘導を図る。
生活拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR多気駅を中心に、(県)松阪度会線バイパスの整備とあわせ、駅周辺の交通体系の改善を図るとともに、身近な生活サービス施設や、子育て世代が住みよい住宅などの整備を行い、居住環境の向上を図る。
コミュニティ拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の統廃合後の小学校・保育園跡地または公民館周辺において、地域交流促進に向けた周辺整備を検討する。

第4章 誘導区域等の設定

居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定

(1) 居住誘導区域の設定

①居住誘導区域とは

- ・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、**生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。**
- ・都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定める。

引用：第13版都市計画運用指針

②多気町の設定方針

多気町では、用途地域が指定され、日常生活サービス施設（商業・医療・福祉施設）をはじめ、行政施設や文化・教育機能等が集積する町役場及び JR 相可駅周辺に居住誘導区域を設定します。

区域抽出の視点	抽出区域
①用途地域が指定されているエリア	・多気町役場及び JR 相可駅周辺
②公共交通の利便性が高いエリア	・鉄道駅の徒歩圏内（800m圏内） ・バス停の徒歩圏内（300m圏内）
③居住誘導区域に含まないエリアの除外	・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 ・産業振興を図るべき区域

(2) 都市機能誘導区域の設定

①都市機能誘導区域とは

- ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの**各種サービスの効率的な提供を図る区域。**

引用：第13版都市計画運用指針

②多気町の設定方針

多気町では、行政施設や文化・教育施設のほか、日常生活サービス施設（商業・医療・福祉施設）が集積する、町役場及び JR 相可駅周辺に都市機能誘導区域を設定します。町役場周辺に**高次的な都市機能を誘導するための「都市機能誘導区域」、日常生活を送る上で必要な都市機能施設を誘導するための「日常サービス誘導区域」**を重層的に設定します。

区域抽出の視点	抽出区域
①用途地域が指定されているエリア	・多気町役場及び JR 相可駅周辺
②現況及び将来の都市機能の集積状況	・行政施設や文化・教育施設が現在及び将来的に立地するエリア
③公共交通の利便性が高いエリア	・鉄道駅の徒歩圏内（800m圏内） ・バス停の徒歩圏内（300m圏内）
④商業施設などの立地が制限されているエリアの除外	・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 ・工業地域
▼	
▼ 日常サービス誘導区域	
⑤高次的な都市機能の集積状況	・多気町役場の徒歩圏内（800m圏内）
▼	
都市機能誘導区域	

誘導施設の設定

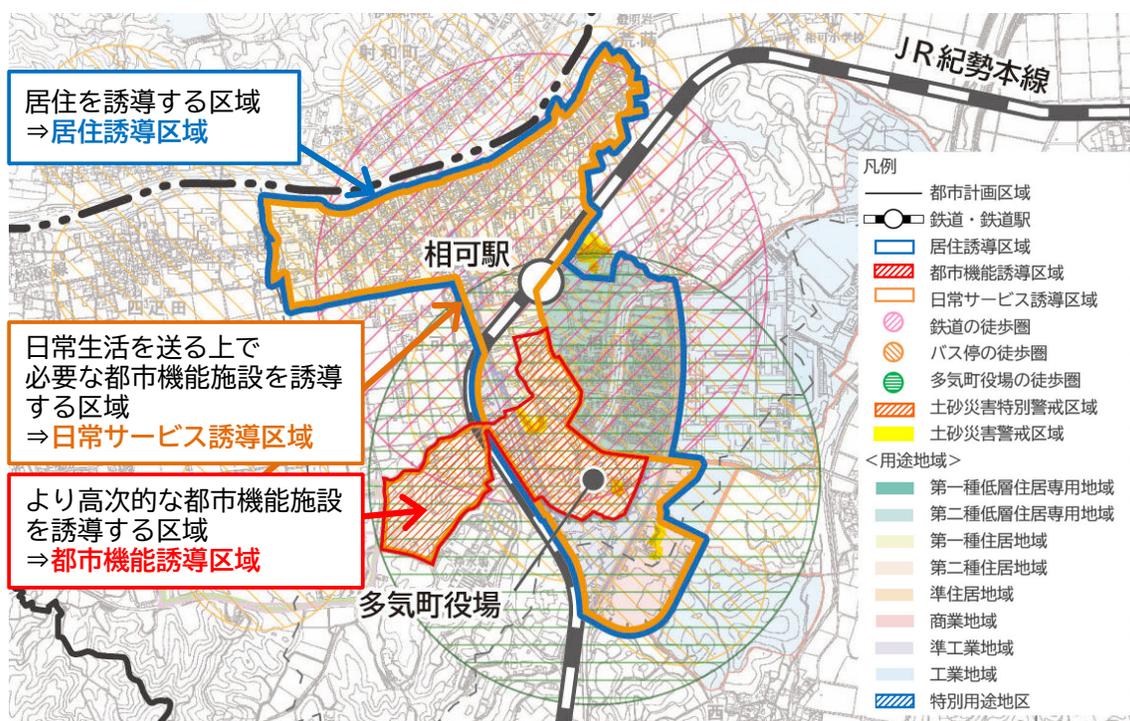
多気町では、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設（＝誘導施設）を以下のとおり設定します。

区分	種別（該当施設・機能）	誘導施設の設定（立地件数）	
		都市機能誘導区域	日常サービス誘導区域
行政施設	町役場（多気町役場）	■(1)	
教育・文化施設	図書館（多気図書館）	■(1)	
	文化会館（BANKYO文化会館）	■(1)	
	学校（多気中学校、多気地域統合小学校）	●(1)	
商業施設	大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡以上で食品を扱う店舗）		■(1)
	食品スーパー		●(1)
金融施設	銀行・信用金庫・郵便局等		■(3)
医療施設	診療所（内科または外科を含む）		●(1)
福祉施設	高齢者福祉事業所（訪問系、通所系、入所系）		●(4)
	高齢者向け住宅 （サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム）		●(0)
子育て支援施設	子育て支援センター	■(1)	
	保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所		●(0)

■：都市機能誘導区域・日常サービス誘導区域内の既存施設を維持する

●：都市機能誘導区域・日常サービス誘導区域内の既存施設を維持しつつ、必要に応じて施設を誘導する

図 居住誘導区域・都市機能誘導区域



第5章 誘導施策

施策の体系

居住誘導区域や都市機能誘導区域に居住や都市機能の誘導を図り、また、誘導区域外での都市機能の立地や移転を抑制するために講ずる誘導施策を実施します。

居住誘導区域内で実施する施策

居住誘導区域内への居住誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・町役場及び JR 相可駅周辺の生活利便性の向上 ・子育てしやすい住環境の形成 ・居住誘導区域内の住宅の建築・取得、建替え等に対する支援制度の検討
新たな定住人口の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者を対象に居住誘導区域内への居住誘導の推進 ・タウンプロモーション施策と連携した転入者増加のための取組の検討
子育て世代などの定住促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代等を対象にした住宅の建設・購入・改良等に対する支援制度の検討 ・「フラット 35 地域連携型（住宅金融支援機構による支援）」との連携の検討による住宅取得の推進
子育てしやすい住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備・充実
若年層等を対象とした U I J ターンの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層等を対象とした U I J ターンの促進を図り、若年層の町外への流出を減少させる取組を検討
空き家などの適正管理と利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等による空き家等の適正な管理を促進に必要な措置の実施 ・空き家等の発生の抑制、適正な管理、除却の推進 ・空き家・その跡地等の利活用の促進に向けた対策の検討
都市施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設の改修・整備の計画的な推進 ・施設の効率的・効果的な維持管理の実施による維持管理費の縮減
災害に対する安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト・ハードの両面からの防災・減災対策の推進

都市機能誘導区域内で実施する施策

統合小学校及び周辺の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・既存小学校 4 校を対象とした新設校として統合の計画、整備の推進 ・災害時の避難場所として十分な避難スペース確保など、防災機能の強化 ・統合小学校周辺の道路などの都市基盤の整備
誘導施設の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導区域内に不足する施設を誘導し、都市機能の充実 ・図書館などの文化・教育施設について、地域イベントや交流学习体験の場としての活用の充実
防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に防災活動の拠点となる公共施設や避難所などの整備 ・狭あい道路の解消など、都市の防災機能の強化
安全・快適な歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・快適な歩行空間の整備による、まちなかの回遊性の向上

公共交通ネットワークの形成に関する施策

鉄道の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道のダイヤ改正や車両再編の見直しなどについて関係機関と協議
バス・タクシーなどの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者と連携したバスの利便性向上策の協議 ・他市町と連携した、町外にも移動しやすい公共交通サービスの提供
次世代型交通などの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の抵抗感を減らすための自動運転バスや共助移動などのサービスの導入に向けた実証実験やイベントの実施

誘導区域外での施策

無秩序な開発の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画制度や開発許可制度等の活用による無秩序な住宅開発等の抑制 ・優良農地の保全や遊休農地の有効活用による良好な田園環境の保全
既存集落の活力維持	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ拠点において地域交流促進に向けた周辺整備の検討 ・地域コミュニティ活動の支援による既存集落の活力維持
公的不動産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の町が保有する公有地及び公共施設等の有効活用の検討

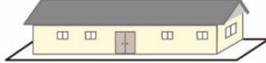
届出制度の運用

住宅や誘導施設（機能）の整備動向を把握するため、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域内外と居住誘導区域外において届出制度を運用します。

(1) 居住誘導区域における届出 / 都市再生特別措置法第 88 条第 1 項

- ・居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅等を建築する場合は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要になります。

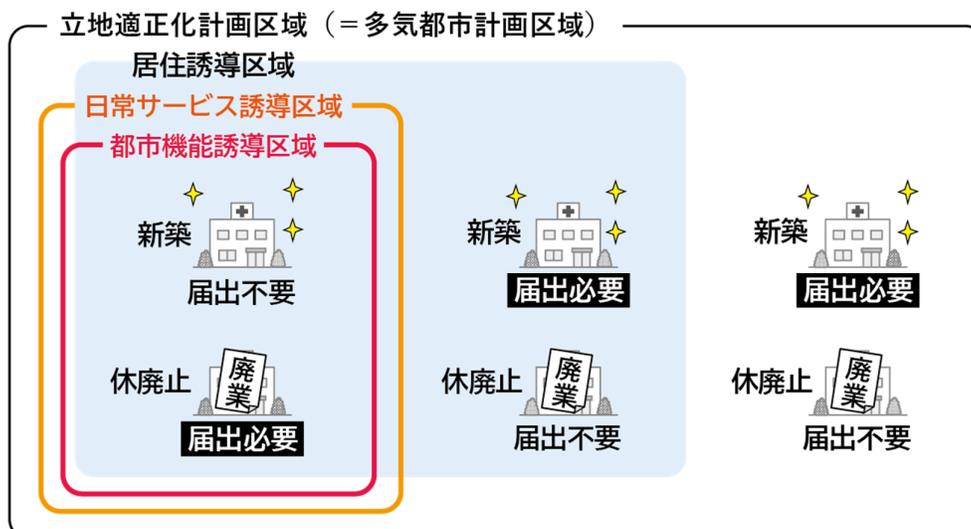
届出のイメージ

開発行為	建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの</p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3戸以上の住宅とする場合</p>
<p>3戸の開発行為 届出必要</p> 	<p>3戸の建築行為 届出必要</p> 
<p>1,300 m² 1戸の開発行為 届出必要</p> 	<p>3戸の住宅への改築 届出必要</p> 
<p>800 m² 2戸の開発行為 届出不要</p> 	<p>1戸の建築行為 届出不要</p> 

(2) 都市機能誘導区域における届出 / 都市再生特別措置法第 108 条、108 条の 2

- ・都市機能誘導区域外において誘導施設（機能）の整備を行う場合または都市機能誘導区域内で誘導施設（機能）の休廃止を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要になります。

届出のイメージ（診療所のイメージ）



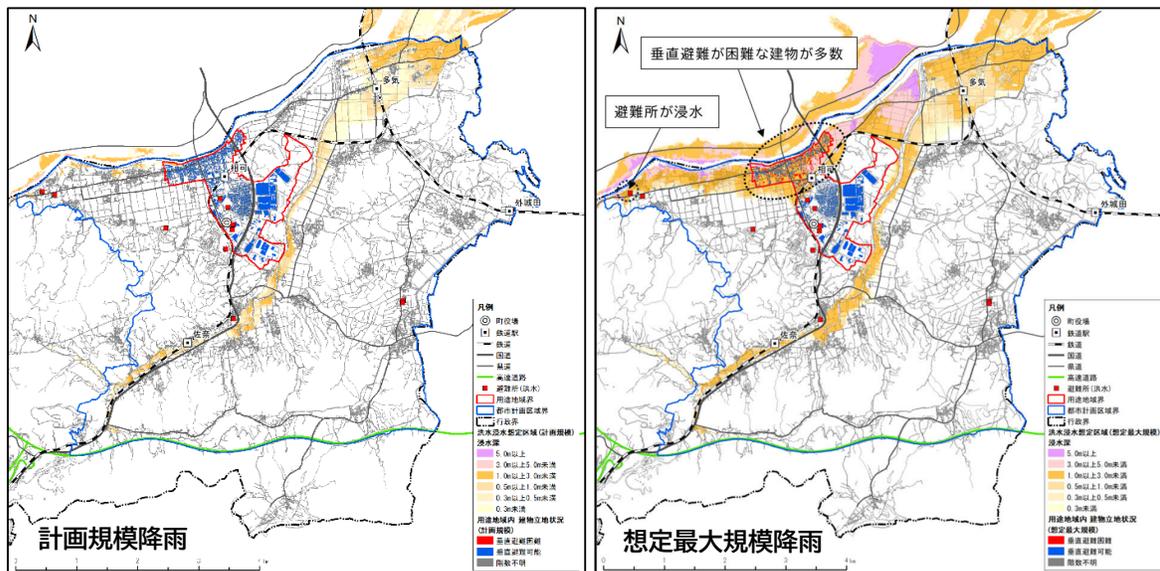
第6章 防災指針

多気町の災害リスク

多気町には水害と土砂災害のハザードが指定されているため、それらの情報と都市の情報を重ね合わせ、分析を実施します。分析内容は以下の通りです。

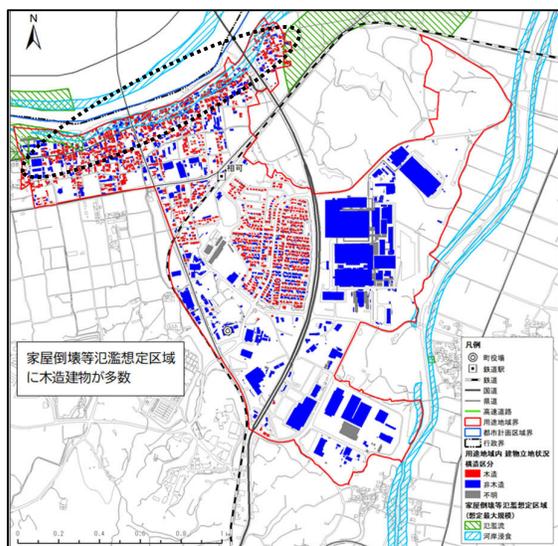
●浸水想定区域×建物+避難所

- ・計画規模降雨であれば浸水する建物・避難所はありません。
- ・想定最大規模降雨の場合、櫛田川南側の一部エリアで浸水する施設が発生し、建物の上層階へ垂直方向に避難することが困難な建物があります。



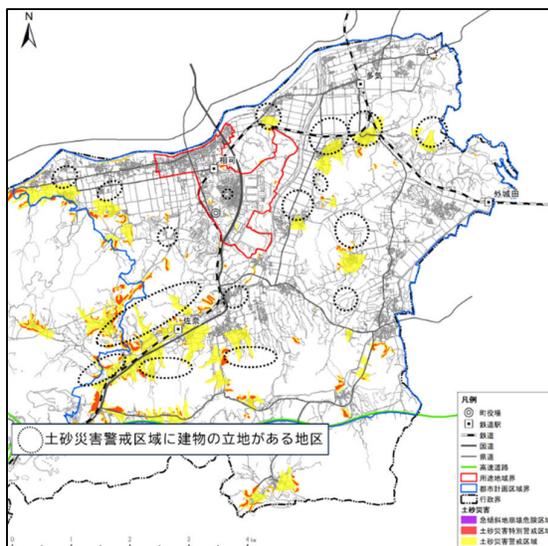
●家屋倒壊等氾濫想定区域×建物

- ・櫛田川沿いの用途地域の北側付近で、家屋倒壊等氾濫想定区域内に木造建物があり、家屋倒壊の危険性があります。



●土砂災害×道路網

- ・都市計画区域内に土砂災害のハザードが点在していますが、土砂災害によって道路が寸断されたとしても、完全に孤立する集落は見られません。



防災まちづくりの取組方針

本計画における立地適正化に向けたまちづくりの方針や防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの取組方針を設定します。

取組方針 1

災害をできるだけ防ぐ・減らすためのハード・ソフト対策の実施

水害・土砂災害による災害リスクを抱える本町において、対象となる災害ができるだけ起きないように取組をハード・ソフトの両面から進めます。

取組方針 2

被害対象を減少させるための対策の実施

災害対策を進めていくことと合わせ、被害の対象となる住居等が少なくなるよう、新たに建物を建築する際の土地利用規制や災害リスクの高い地区からの居住の誘導など、安全なまちづくりに向けた取組を進めます。

防災に関する具体的な取組

取組方針を踏まえ、ソフト・ハードの対策に取り組みます。

項目	取組内容	
取組方針1 災害をできるだけ防ぐ・減らすためのハード・ソフト対策の実施		
①地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・町民による自発的な防災活動の促進 ・合同訓練等の実施 ・コミュニティ力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成・活動支援 ・要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成促進 ・防災教育・人材育成
②災害リスクに関する情報発信、避難体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化 ・ハザードマップによるリスクの事前周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険情報の入手手段の周知 ・危機管理型水位計・監視カメラの設置・増設
③災害対策に関する体制の構築・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部における体制の確保・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な連携体制の構築 ・職員の人材育成
④水害対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な治水対策の実施 ・相可川などの河川の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・砂防施設の点検と対策
⑤土砂災害対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止施設の整備 ・先進技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・透過型砂防堰堤等の整備
⑥被害を最小限に抑えるための対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路等の整備 ・電線地中化の推進 ・緊急輸送道路機能の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる指定避難所の機能強化への支援等 ・統合小学校の防災機能の強化
取組方針2 被害対象を減少させるための対策の実施		
①土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等での土地利用規制の継続

第7章 計画の実現に向けて

数値目標

誘導施策の実施による都市機能及び居住の誘導、公共交通の充実、防災指針で設定した取組の実施により、立地の適正化に関する方針の達成状況を分析・評価するため、4つの誘導方針ごとに目標指標及び効果指標を設定し、それらの目標を達成することで得られる効果を測る評価指標を設定します。

目標指標：誘導施策の進捗管理の目安となる定量的に測る指標

効果指標：計画を実行したことで期待される効果を定量的に測る指標

評価指標：計画を実施することによる総合的な効果を評価するため指標

方針	指標	計画策定時 R7(2025)	中間目標値 R17 (2035)	目標値 R27(2045)
コンパクトで暮らしやすい拠点づくり	【目標指標①】 誘導施設の充足率	83.3% (10/12)	91.7% (11/12)	100% (12/12)
	【効果指標①】 医療施設や福祉施設・福祉サービスの充実度の満足度	42.9%	50%	60%
環境と調和した住み続けられるまちづくり	【目標指標②】 居住誘導区域内の人口密度	29.8 人/ha	30 人/ha	30 人/ha
	【効果指標②】 住宅地の居住環境の満足度	82.0%	85%	90%
災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり	【目標指標③】 防災情報伝達アプリの登録件数	900 件/年	4,000 件/年	6,000 件/年
	【効果指標③】 防災対策の充実度の満足度	59.8%	70%	80%
多様な移動手段によるネットワークの形成	【目標指標④】 公共交通の利用者数	11,036 人/年	12,000 人/年	13,000 人/年
	【効果指標④】 公共交通機関の利便性の満足度	20.4%	25%	30%



つながる力 ふれあう心 共につくる“ええまち”多気町

～人と地域の魅力をつなぎ、未来へ続く ええまちづくり～

【評価指標①】 多気町に「住み続けたい」と思う人の割合	79.2%	85%	90%
【評価指標②】 町民一人あたりの行政コスト	60.6 万円	計画策定時より減少	中間目標値より減少

計画の進行管理

本計画の計画期間は令和8（2026）年度～令和27（2045）の20年間としていることから、評価指標を用いて概ね5年ごとの進捗状況を確認するとともに、PDCAサイクル※により必要に応じて誘導施策や計画内容の見直しを行います。

また、本町を取り巻く社会情勢の変化や上位・関連計画の改定状況、国・県のまちづくりに関する動向との整合を図るため、10年後の令和18（2036）年を中間年次とし、必要に応じて計画内容を見直します。

※PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善・見直し）のサイクルを回すことで計画の進行管理をする仕組みのこと。

図 計画の進行管理のイメージ

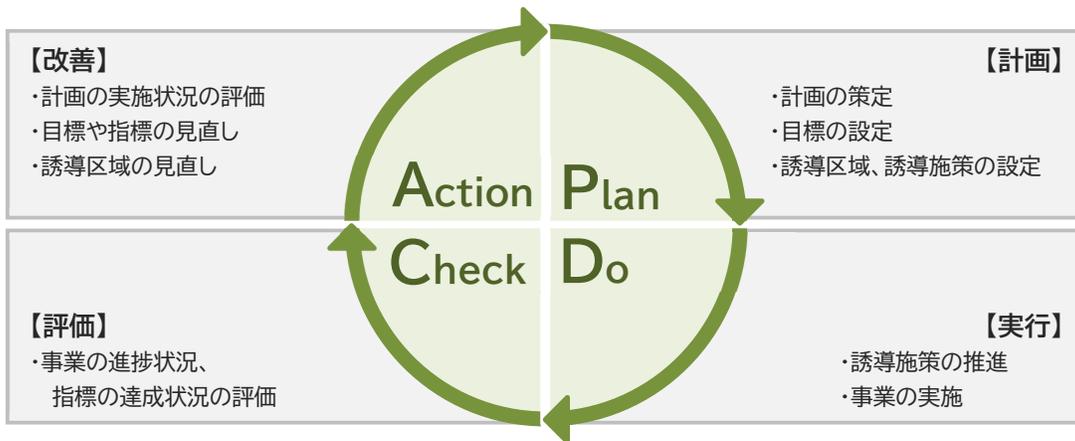


図 計画の見直しスケジュール

